

議案第 12 号

君津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

君津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 2 年 2 月 18 日提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

民法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 44 号）の公布に伴い、住宅の明渡請求に係る利息の利率を見直すとともに、入居の手続の際に保証人を不要とするほか、所要の規定の整理を行うため、君津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 9 年君津市条例第 24 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

君津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年君津市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条第4号中「住宅街区整備事業」の次に「、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）に基づく防災街区整備事業」を加える。

第12条第1項中「次に掲げる手続」を「請書の提出及び第20条の規定による敷金の納付」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「同項各号」を「同項」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「第2項」を「前項」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第18条第1項中「第12条第5項」を「第12条第4項」に改める。

第43条第3項中「年5パーセントの割合」を「法定利率」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第5条第4号の改正規定は、公布の日から施行する。

君津市営住宅の設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(公募の例外)</p> <p>第5条 市長は、次に掲げる事由に係る者を公募を行わず、一般市営住宅に入居させることができる。</p> <p>(1) ～(3) 省略</p> <p>(4) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第3条第4項若しくは第5項の規定に基づく土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）に基づく住宅街区整備事業、<u>密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）に基づく防災街区整備事業又は都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却</u></p> <p>(5) ～(7) 省略</p> <p>(入居の手続)</p> <p>第12条 一般市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、<u>請書の提出及び第20条の規定による敷金の納付</u>をしなければならない。</p> <p>2 一般市営住宅の入居決定者がやむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に<u>同項</u>に定める手続を</p>	<p>(公募の例外)</p> <p>第5条 市長は、次に掲げる事由に係る者を公募を行わず、一般市営住宅に入居させることができる。</p> <p>(1) ～(3) 省略</p> <p>(4) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第3条第4項若しくは第5項の規定に基づく土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）に基づく住宅街区整備事業_____</p> <p>_____又は都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却</p> <p>(5) ～(7) 省略</p> <p>(入居の手続)</p> <p>第12条 一般市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、<u>次に掲げる手続</u> _____をしなければならない。</p> <p>(1) <u>市内に住所を有し、入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める保証人の連署する請書を提出すること。</u></p> <p>(2) <u>第20条の規定による敷金を納付すること。</u></p> <p>2 一般市営住宅の入居決定者がやむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に<u>同項各号</u>に定める手続を</p>

しなければならない。

3 市長は、一般市営住宅の入居決定者が第1項又は前項に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、一般市営住宅の入居の決定を取り消すことができる。

4 省略

5 省略

(家賃の納付)

第18条 市長は、入居者から第12条第4項の入居可能日から当該入居者が一般市営住宅を明け渡した日(第33条第1項又は第38条第1項の規定による明渡しの請求をしたときは、明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第43条第1項の規定による明渡しの請求をしたときは、明渡しの請求をした日)までの間、家賃を徴収する。

2～4 省略

(住宅の明渡請求)

第43条 省略

2 省略

3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に法定利率による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該一般市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の

しなければならない。

3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による請書に保証人の連署を必要としないこととすることができる。

4 市長は、一般市営住宅の入居決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、一般市営住宅の入居の決定を取り消すことができる。

5 省略

6 省略

(家賃の納付)

第18条 市長は、入居者から第12条第5項の入居可能日から当該入居者が一般市営住宅を明け渡した日(第33条第1項又は第38条第1項の規定による明渡しの請求をしたときは、明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第43条第1項の規定による明渡しの請求をしたときは、明渡しの請求をした日)までの間、家賃を徴収する。

2～4 省略

(住宅の明渡請求)

第43条 省略

2 省略

3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年5パーセントの割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該一般市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の

住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収する。

4 省略

住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収する。

4 省略